

牛のヨーネ病が発生しました

本年6月に、当所管内及び東部家畜保健衛生所管内の各1戸1頭で牛のヨーネ病の発生がありました。

県内における平成28年度の牛のヨーネ病の発生は合計で2戸2頭となりました。

ヨーネ病予防のため、再度防疫対策の徹底をお願いいたします。

ヨーネ病とは

- ・ヨーネ菌の感染によって起こる牛、水牛、めん羊、山羊、しかの法定伝染病です。
- ・主な症状は、頑固な下痢、削瘦などで、妊娠や分娩などのストレスが発病の誘因とされています。
- ・患畜の糞便や乳汁を介した経口感染により感染します。
- ・特に子牛(特に6か月齢以下)は感染しやすいため注意が必要です。
- ・治療方法もなく、ワクチンでも感染防止は難しいため、早期摘発と淘汰が重要です。



下痢便が付着した臀部、後肢及び尾部



顕著な削瘦を示し、後躯に下痢便が付着した罹患牛

< 出典:増補版家畜疾病カラーアトラス >

人獣共通感染症ではないため、人には感染
しません！

牛の飼養農家の皆様へ

発生防止・まん延防止のために

特に次の点に留意し、飼養衛生管理基準の遵守の再徹底をお願いいたします。

日頃から牛の健康状態を観察し、異常に気付いた場合は、速やかに獣医師または家畜保健衛生所に連絡すること。

農場入口への石灰散布、牛舎入口への踏み込み消毒槽の設置により、入場車両や作業靴の消毒を行うこと。

牛舎内(牛床、飼槽、ウォーターカップ)は定期的に清掃、洗浄、消毒を実施し、清潔に保つこと。(特に、分娩舎には注意が必要です。)

子牛は出来るだけ早く成牛の群から離して飼うこと。

給与する初乳は、清浄性の確認が行われている農場の牛の初乳か代用初乳を使用すること。

牛の糞尿及び使用した敷料を草地等へ直接還元せず、切り返しを十分に行って、発酵温度(65 以上)を高めること。

牛を導入する際は・・・

- ・農場への侵入防止のため、清浄地域から導入しましょう
- ・導入後は、ヨーネ病検査を受け、検査結果が明らかになるまでは、導入した牛を隔離飼育しましょう

家畜の病気に関するお問い合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間の連絡は・・・090-5564-1018

土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018 または 090-5568-0817